はじめに

高１・高２・高３トップ＆ハイレベル政治経済〈政治編〉にようこそ。

この授業は，難関大を受験する人に，土台となる知識をまんべんなくつけてもらうためのものです。

教科書レベルを欄外も含めて網羅し，さらに細かい部分まで解説していきますが，講義内での情報は，あくまでも収録時点のものとなります。

①受講の仕方

予習は必要ありません。復習に全力を投球してください。

②板書について

基礎〔ベーシック〕を黄，応用〔スタンダード〕を白，発展〔ハイレベル〕を赤で。ただ，授業はあくまでも聞くものだと思うので，極力少なくしています。テキストの空白を多くしてありますのでそこに書きこんでもらえれば十分です。特別にノートを用意する必要はありません。

③復習について

理想としては…，テキストをざっと見直す⇒教科書・参考書など読み物⇒一問一答集⇒問題集⇒確認テストというのが一連の流れです。そこに図説資料や用語集などを利用した調べ物を，適宜追加します。ただ，出来るようになれば何でも結構です。

※覚えていないのに問題を解くのですか？　とよく聞かれます。すでに覚えているなら解く必要はないですよね。解いてから覚えるのではなく，解いて，間違えて覚えるのです。

④推薦図書

・読み物系⇒各社教科書・参考書・ハンドブックなど
・図説資料⇒各社最新のもの
・用語集　⇒各社最新のもの
・一問一答⇒各社最新のもの
・問題集　⇒各社最新のもの
・過去問　⇒共通テスト・私大など（赤本・黒本・青本・緑本など）

とにかく科目の性質上「新しいもの」を心掛けてください。また，「売れているもの」は市場〔マーケット〕で生き残っているわけですから，信用度は高いです。

あとは講義で。

伊藤賀一

目　次

第１講　民主政治①　…………………………… p4

第２講　民主政治②　………………………… p12

第３講　政治体制　………………………… p22

第４講　日本の憲法　………………………… p34

第５講　基本的人権の尊重①　………………………… p42

第６講　基本的人権の尊重②　………………………… p50

第７講　新しい人権　………………………… p56

第８講　公害･環境問題と資源･エネルギー問題　…………………… p64

第９講　平和主義①　………………………… p74

第10講　平和主義②　………………………… p80

第11講　国会（立法権）　………………………… p88

第12講　内閣（行政権）①　…………………………p100

第13講　内閣（行政権）②　…………………………p110

第14講　裁判所（司法権）　…………………………p122

第15講　地方自治　…………………………p134

第16講　政党政治　…………………………p144

第17講　選挙と政治参加①　…………………………p156

第18講　選挙と政治参加② ……………………………… p164

第19講　国際政治① ……………………………… p172

第20講　国際政治② ……………………………… p180

このテキストは2020年度版です。年度切り替わりの前後に講座ページに掲載予定の時事更新一覧をご確認頂くことで，来年度以降もこのテキストをそのままお使い頂けます。

第１講　民主政治①

１　政治

①政治と国家

古代ギリシャの哲学者**アリストテレス**は，「**人は政治的〔ポリス的・社会的〕動物である**」と述べた。これは，人間は社会集団内で生きる存在であり，共同体の一員として活動すべきだ，ということを意味している。

A　**政治**の機能

矛盾(むじゅん)や対立を調整し，**権力**により強制的に社会秩序を維持・統制する。政治は，権力という強制力の行使(こうし)であるが，現行の社会秩序を変更する自由の行使という側面もある。

※一般的には，国家や地方自治体のはたらきを政治という。

B　**国家**

政治の基本的単位として，一定の領土内において，強制力〔国家権力・政治権力〕を合法的に独占しているもの。

※意思決定や，その執行(しっこう)にあたる機関を総称して**政府**という。

あ　**国家の三要素**

1　**領域→領土・領海・領空**（大気圏内）

※領海の外側にあり，基線から200海里（約370km）までの範囲の海域を**排他的経済水域**〔EEZ〕という。

2　**国民→**領域に住む人間

※複数の民族で構成されていることが多い。

3　**主権→**領域と領民に対し排他的・独占的に支配する権力

い　国家の定義

一定の「領域」に居住する「国民」の間に「主権」により社会秩序をつくる団体。立法機関・行政府・裁判所の他に，警察や軍隊などの統治機能をもつ。国家は，独自の政治を行うために外部勢力から干渉を受けず，内部勢力によっても制約されない存在でなければならない（＝**主権国家**）。

※主権国家は近代ヨーロッパで成立し，20世紀には世界的に広がった。

C　**主権**

絶対王政を支持する**王権神授説**を唱えた**ボーダン（仏）**が，16世紀に『国家論』で初めて体系的に論じた概念(がいねん)。

※主権の三概念

1　国家権力そのもの　　←国内的なもの

2　国家権力の最高独立性←対外的なもの

3　国政の最終意思決定権

D　国家機能の変化

あ　**近代国家**（18 ～ 19 世紀）

市民社会・**夜警**（やけい）**国家**〔**消極国家**〕・立法国家・**小さな政府**〔**安価**（あんか）**な政府**〕

※「夜警国家」は 19 世紀に**ラッサール（独）**が自由主義国家を批判するために用いた言葉。

い　**現代国家**（19 世紀末～ 21 世紀）

大衆社会・**福祉国家**〔**積極国家**〕・行政国家・**大きな政府**〔**巨大な政府**〕

E　**マックス＝ウェーバー（独）**による支配の３類型

「支配」は強制力だけでは成り立たず，被治者が政治権力に「正当性」を感じることが必要。

あ　**伝統的支配**

天皇制，君主制など前近代社会。

い　**カリスマ的支配**

ナポレオン（仏），ムッソリーニ（伊），ヒトラー（独），スターリン（ソ），毛沢東（もうたくとう）（中），金日成（キムイルソン）（朝）など変動期の社会。

う　**合法的支配**

民主政治など近代社会。ウェーバーは，これが最も正当性をもつと主張。

F　国家と政治の境界線

あ　地球化→国家の役割の減少

現代の国際社会では，主権の最高性・独立性が弱まり，**主権国家の限界**が明らかになってきた。また，グローバル化・ボーダレス化といわれるように，一国だけでは解決できない問題が増えてきている。

※国境を越えた**NGO〔非政府組織〕**や多国籍企業の活動，国際組織による介入（かいにゅう）や仲介（ちゅうかい），国家間の協力と協調などが不可欠となっている。

い　地域化→主権の絶対性の見直し

地方分権化の推進により，地方自治体が担（にな）う政治の役割は大きくなってきている。

※少数民族による自治・分離を求める動きも，世界的に活発化している。

２　法

①法と国家

A　**法→**権利と義務

法は，国家で一定の手続きにより制定され（＝**実定法**），その執行（しっこう）を通じ社会秩序を維持するが，国家もまた法により規制を受ける。

※法に反すれば賠償を命じられたり，刑罰を科せられたりするなどの制裁が加えられる。これを「法の強制力」といい，規範（きはん）や慣習・流行，道徳とは異なる。

B　**「法の支配」**

法や正義が被治者だけでなく権力者も拘束する，という考え方で，民主政治の原理の一つ。**中世イギリスで成立**し，近代の市民革命後に確立した原則。法による人権保障が目的。

※憲法は権力を縛るためにある，という立憲主義も「法の支配」と密接に関連している。

※ 1215 年，**イギリス**の**マグナ＝カルタ〔大憲章〕**は，身分制の存在を前提としながらも，ジョン王に対し貴族が「法の支配」を宣言したもの。

※「法の支配」は，中世以来の**コモン＝ロー**〔一般法〕を背景に発展。「国王といえども神と法の下（もと）にある」という，13 世紀の裁判官**ブラクトン**の言葉に由来。17 世紀前半に**エドワード＝コーク〔クック〕**がこれを引用し，絶対君主ジェームズ１世の個人的考えによる**「人の支配」**をいさめた。

C　法の分類→文書化された**成文法**と，判例・慣習などの**不文法**

議会が制定する法を**法律**とよぶ。権力の濫用（らんよう）を防ぐため，法律の内容を限定する必要があるので，多くの国では，より高い効力をもつ**憲法**を定め，法律制定の手続きや，従わなければならない基本的人権について規定している。

あ　**国内法**

1　**公法**

国家と国民の関係を規律するもので，国家権力の発動に関わる。

※憲法・刑法・刑事訴訟（そしょう）法・民事訴訟法など。

2　**私法**

国民どうしの関係を規律するもの。

※民法・商法など。

3　**社会法**

国家が私法の領域に関することがらを福祉や平等の観点から干渉し，調整するためのもの。

※労働法（労働組合法など）・社会保障法（国民年金法・健康保険法など）・経済法（独占禁止法など）など。

い　**国際法**

1　**条約**→成文国際法

国際連合憲章・日米安全保障条約・京都議定書など。

2　**国際慣習法**→不文国際法

法律として定められていなくても，法としての効力が与えられる場合を慣習法（⇔制定法）といい，その国際的なもの。外交特権・公海自由の原則・内政不干渉の原則など。

D　**法治（ほうち）主義**→“法律の支配”

19 世紀のプロイセン〔ドイツ〕で発展。「法の支配」に対し，法の内容よりも議会の制定した法律にもとづく行政の行使（＝法治行政）という**形式面を重視**する。

※法は，あらゆる人々に対して一律の基準で当てはめられるものでなければならない（＝法的安定性）ので，硬直的なものになる傾向がある。そのため，道徳では認められないこと（ナチスのホロコースト〔ユダヤ人大量殺戮（さつりく）〕など）が法的な判断として貫徹してしまうことがある。

※第二次世界大戦後のドイツは，上記のような形式的法治主義を克服して実質的法治主義をとっており，「法の支配」との相違は小さくなっている。

②憲法＝国の最高法規

A　軟性(なんせい)憲法と**硬性憲法**

憲法改正に一般の法律改正より厳格な手続きを必要としないか，するか。

※解釈改憲（⇔明文改憲）や，立法改憲という手法もある。

B　**欽定憲法**と**民定憲法**

君主の意思により制定するか，国民が直接もしくは議会を通じ制定するか。

C　**成文(せいぶん)憲法**と**不文憲法**

成文化しているか，いないか。

〈***Note***〉

第１講　政治分野確認テスト

1　「人は政治的〔ポリス的・社会的〕動物である」と述べた，古代ギリシャの哲学者とは？

①ソクラテス　　②プラトン　　③アリストテレス　　④ニーチェ

2　国家の三要素としてふさわしくないものを一つ選べ。

①領域　　②国民　　③主権　　④政府

3　絶対王政を支持する王権神授説を唱えた人物としてふさわしくない人物を一人選べ。

①フィルマー (英)　　②ボシュエ (仏)　　③ボーダン (仏)　　④ルソー (仏)

4　19 世紀にドイツの社会主義者ラッサールが自由主義国家を批判するために用いた言葉とは？

①王権神授説　　②(神の)見えざる手　　③夜警国家　　④自由からの逃走

5　ドイツの社会学者マックス＝ウェーバーが「支配の３類型」のうち最も正当性をもつとした支配とは？

①伝統的支配　　②カリスマ的支配　　③合法的支配　　④非合法的支配

6　国境を越えて活動する「非政府組織」を指す用語とは？

① NGO　　② NPO　　③ PKO　　④ PKF

7　中世に「法の支配」を成立させ，近代に発展させた国家とは？

①ローマ　　②イギリス　　③ドイツ　　④アメリカ

8　1215年，イギリスで制定され，「法の支配」の先駆となったものとは？

①マグナ＝カルタ〔大憲章〕　②権利請願　③権利章典　④人権宣言

9　「国王といえども神と法の下(もと)にある」という中世の裁判官の言葉を引用し，17世紀前半に絶対君主の個人的考えによる「人の支配」をいさめたイギリス人とは？

①ブラクトン　②エドワード＝コーク　③ロック　④アダム＝スミス

10　次のうち，国内法に分類されないものはどれか？

①公法　②私法　③社会法　④国際慣習法

11　19世紀に法治主義を発展させ，20世紀にファシズム国家となったのは？

①イギリス　②日本　③ドイツ〔プロイセン〕　④イタリア

12　君主が制定した憲法を何というか？

①欽定憲法　②民定憲法　③硬性憲法　④成文憲法

13　憲法の性格を一言で表した用語を一つ選べ。

①国の最高法規　②国民の統合　③国民の象徴　④国の最高機関

解答

1	③	2	④	3	④	4	③	5	③
6	①	7	②	8	①	9	②	10	④
11	③	12	①	13	①				